

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【計算期間】	第2期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ ストー米国マーケット・ストラテジー （Red Arc Global Investments (Cayman) Trust—US Market Strategy Fund）
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・ リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 リオネル・クロード・パスカル・フランジュ （Lionel Claude Pascal Franjou, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー 50／F （50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 中野 恵太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	辯護士 中野 恵太 同 尾登 亮介
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー米国マーケット・ストラテジー（Red Arc Global Investments (Cayman) TrustーUS Market Strategy Fund）（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といい、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストを「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）【投資状況】 資産別および地域別の投資状況

(2026年7月末日現在)			
資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
国債	米国	16,366,956.60	81.96
	日本	3,369,435.42	16.87
スワップ	英国	51,898.32	0.26
現金・その他の資産（負債控除後）		181,377.87	0.91
合計 （純資産価額）		19,969,668.21 （約3,210百万円）	100.00

- （注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。
- （注２）米ドルの円換算額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝160.72円）による。以下同じ。
- （注３）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドル建て受益証券は米ドル建て、および円建て受益証券は日本円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルまたは日本円のいずれかをもって行う。
- （注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

米ドル建て受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2025年8月末日	31,306,636.84	5,031,603	10.200	1,639
9月末日	32,004,446.11	5,143,755	10.031	1,612
10月末日	31,781,571.82	5,107,934	10.106	1,624
11月末日	31,762,433.15	5,104,858	10.006	1,608
12月末日	31,658,567.67	5,088,165	10.001	1,607
2026年1月末日	30,791,132.44	4,948,751	9.910	1,593
2月末日	24,345,146.86	3,912,752	9.780	1,572
3月末日	24,338,835.31	3,911,738	10.014	1,609
4月末日	23,200,617.06	3,728,803	10.131	1,628
5月末日	20,003,752.96	3,215,003	10.059	1,617
6月末日	17,309,987.86	2,782,061	10.081	1,620
7月末日	16,569,129.72	2,662,991	9.978	1,604

（注）6月末日および12月末日における純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類記載の数値との差異が、一定の調整の結果生じる場合がある。以下同じ。

円建て受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり純資産価格（円）
2025年8月末日	801,753,837	1,008
9月末日	784,543,380	987
10月末日	773,259,102	992
11月末日	709,474,909	980
12月末日	694,608,825	975
2026年1月末日	694,086,943	964
2月末日	633,950,123	948
3月末日	625,495,119	970
4月末日	601,489,327	980
5月末日	595,569,938	970
6月末日	559,072,100	970
7月末日	541,790,795	957

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

2025年8月1日から2026年7月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（％）（注）
米ドル建て受益証券	－1.24
円建て受益証券	－4.49

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末現在の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b＝上記期間の直前の営業日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

＜参考情報＞

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

米ドル建て受益証券

(2025年5月2日(運用開始日)～2026年7月末日)



円建て受益証券

(2025年5月2日(運用開始日)～2026年7月末日)

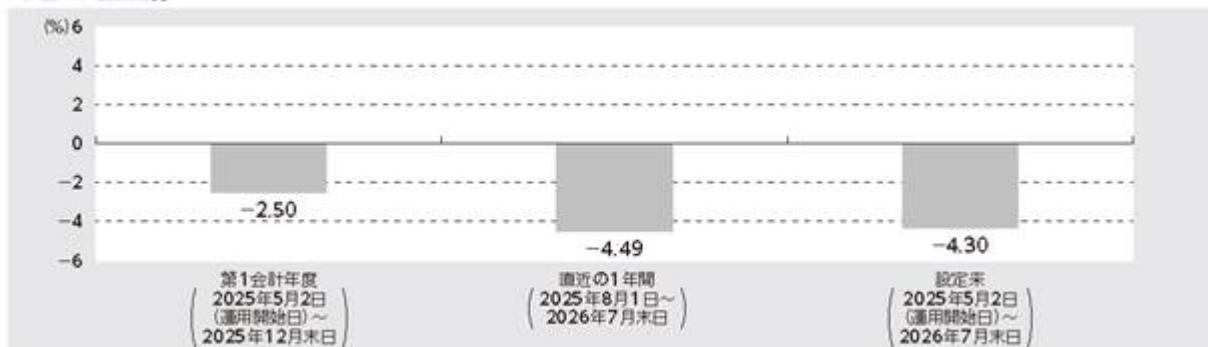


収益率の推移

米ドル建て受益証券



円建て受益証券



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配金の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(米ドル建て受益証券:10米ドル、円建て受益証券:1,000円))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2026年7月末日前1年間における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに2026年7月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル建て受益証券	808,672.910 (808,672.910)	1,815,146.565 (1,815,146.565)	1,660,495.345 (1,660,495.345)
円建て受益証券	110,827.831 (110,827.831)	290,198.094 (290,198.094)	566,148.166 (566,148.166)

（注）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

（１）【資産及び負債の状況】

財政状態計算書
2026年６月30日現在
（表示：米ドル）

		2026年 6月30日現在 (未監査)		2025年12月31日現在 (監査済)	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金	3,11	747,582	120,151	515,322	82,823
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	4,9	20,276,551	3,258,847	36,193,282	5,816,984
前払金およびその他の未収金		257,339	41,360	248,360	39,916
資産合計		21,281,472	3,420,358	36,956,964	5,939,723
負債					
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	4,9	191,587	30,792	635,258	102,099
受益証券買戻未払金	6	87,658	14,088	40,144	6,452
未払費用およびその他債務	11,12	239,791	38,539	168,946	27,153
負債合計					
(受益者に帰属する純資産を除く)		519,036	83,419	844,348	135,704
受益者に帰属する純資産	10	20,762,436	3,336,939	36,112,616	5,804,020
発行済受益証券口数					
米ドル建て受益証券	10(a)	1,717,160 口		3,165,574 口	
円建て受益証券	10(a)	576,148 口		712,294 口	
受益証券 1口当たり純資産価格					
米ドル建て受益証券	10(a)	10.08 米ドル	1,620 円	10.00 米ドル	1,607 円
円建て受益証券	10(a)	970 円		976 円	

７ページから33ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

包括負債計算書

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査)		2025年5月2日（運用開始日） から2025年12月31日までの期間 (監査済)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	7,11	8	1	13	2
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品に係る純利益／（損失）	5	266,846	42,887	(61,974)	(9,960)
正味為替差損		(5,461)	(878)	(11,072)	(1,779)
利益／（損失）合計		261,393	42,011	(73,033)	(11,738)
管理会社報酬	11	(30,890)	(4,965)	(47,928)	(7,703)
副管理会社報酬	11	(28,082)	(4,513)	(43,571)	(7,003)
管理事務代行会社および 名義書換代理人の報酬	12	(26,282)	(4,224)	(33,654)	(5,409)
販売会社報酬	13	(98,285)	(15,796)	(152,498)	(24,509)
保管報酬	11	(1,309)	(210)	(2,164)	(348)
専門家報酬	11	(10,438)	(1,678)	(15,049)	(2,419)
監査報酬		(18,275)	(2,937)	(36,650)	(5,890)
受託会社報酬	11	(7,500)	(1,205)	(10,460)	(1,681)
財務書類作成費用	12	(5,486)	(882)	(5,500)	(884)
設立費用		(40,057)	(6,438)	(53,976)	(8,675)
その他の費用		(18,591)	(2,988)	(24,517)	(3,940)
営業費用合計		(285,195)	(45,837)	(425,967)	(68,461)
源泉徴収税		(1,062)	(171)	(781)	(126)
運用による受益者に帰属する純資産の 変動および当期包括損失合計		(24,864)	(3,996)	(499,781)	(80,325)

7 ページから33 ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査)		2025年5月2日（運用開始日） から2025年12月31日までの期間 (監査済)	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在残高		36,112,616	5,804,020	—	—
受益証券の販売					
米ドル建て受益証券	10(a)	322,557	51,841	34,511,886	5,546,750
円建て受益証券	10(a)	206,413	33,175	5,627,135	904,393
		528,970	85,016	40,139,021	6,451,143
受益証券の買戻し					
米ドル建て受益証券	10(a)	(14,815,905)	(2,381,212)	(2,815,011)	(452,429)
円建て受益証券	10(a)	(1,038,381)	(166,889)	(711,613)	(114,370)
		(15,854,286)	(2,548,101)	(3,526,624)	(566,799)
受益者との取引合計		(15,325,316)	(2,463,085)	36,612,397	5,884,344
運用による受益者に帰属する純資産 の変動および当期包括損失合計		(24,864)	(3,996)	(499,781)	(80,325)
期末現在残高		20,762,436	3,336,939	36,112,616	5,804,020

7 ページから33 ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間

（表示：米ドル）

	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査)		2025年5月2日（運用開始日） から2025年12月31日までの期間 (監査済)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益者に帰属する純資産 の変動および当期包括損失合計	(24,864)	(3,996)	(499,781)	(80,325)
調整：				
受取利息	(8)	(1)	(13)	(2)
運転資本変動前営業損失	(24,872)	(3,997)	(499,794)	(80,327)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の減少／（増加）	15,916,731	2,558,137	(36,193,282)	(5,816,984)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債の（減少）／増加	(443,671)	(71,307)	635,258	102,099
前払金およびその他の未収金の増加	(8,979)	(1,443)	(248,360)	(39,916)
未払費用およびその他債務の増加	70,845	11,386	168,946	27,153
受取利息	8	1	13	2
営業活動から生じた／ （に使用された）正味現金	15,510,062	2,492,777	(36,137,219)	(5,807,974)
財務活動				
受益証券の販売による収入	528,970	85,016	40,139,021	6,451,143
受益証券の買戻しに係る支払額 （受益証券買戻未払金控除後）	(15,806,772)	(2,540,464)	(3,486,480)	(560,347)
財務活動（に使用された）／ から生じた正味現金	(15,277,802)	(2,455,448)	36,652,541	5,890,796
現金の純増加	232,260	37,329	515,322	82,823
期首現在の現金	515,322	82,823	—	—
期末現在の現金	747,582	120,151	515,322	82,823

7ページから33ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。米国マーケット・ストラテジー・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2025年5月2日に運用を開始した。サブ・ファンドの償還日は2157年10月21日、または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日である。

2026年5月28日、ザ・バンク・オブN. T. バターフィールド&サン・リミテッド（以下「バターフィールド」という。）（NYSE: NTB | BSX: NTB.BH）は、受託会社（CIBCカリビアン・バンク・リミテッド）に対するCIBCの持分91.7%を取得するための最終契約を締結した。本契約は、バターフィールドの取締役会により満場一致で承認されている。本取引は、バターフィールドの株主および規制当局の承認の取得ならびに通常のクロージング条件の充足を条件として、2027年上半期に完了する見込みである。管理会社および受託会社は、サブ・ファンドの運営にいかなる支障や変更も生じることはないと見込んでいる。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券保有者に対して、(a)確定利付商品のポートフォリオ、および(b)トータル・リターン・スワップ取引を締結することによって、関連する本指数を通じて米国の債券・金利市場における市場特性を活用することを目指す二つのシステムティックな戦略に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ、に連動するリターンを提供することである。サブ・ファンドの投資戦略の詳細については、下記の注記9(a)を参照のこと。

2026年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。管理会社は、管理会社と三井住友DSアセットマネジメント株式会社（以下「副管理会社」という。）との間で締結された副管理契約に従い、一定の投資運用機能を副管理会社に委託している。副管理会社は、とりわけ、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って、トータル・リターン・スワップ契約の執行およびモニタリング、ならびにこれに関連する指数エクスポージャーのリバランスについて責任を負う。

サブ・ファンドの管理事務代行機能は、エイペックス・ファンド・サービスズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委託されており、サブ・ファンドの保管機能は、シティバンク・エヌ・エイ香港支店（以下「保管会社」という。）に委託されている。

2 重要性がある会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要性がある会計方針は、以下に記載されている。

本財務書類は、2026年1月1日から2026年6月30日までの6ヶ月間について作成されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用され、または早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2（d）には、これらの変更の初度適用による重要性がある会計方針の変更に関する情報が本財務書類に反映される当会計期間および前会計期間においてサブ・ファンドに関連する範囲で記載されている。

サブ・ファンドは、期中を通して一貫して当該会計方針を適用している。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの買戻可能受益証券の大部分は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、注記2（e）の重要性がある会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻価額（すなわち買戻可能受益証券に関して）で計上される。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。サブ・ファンドの重要性がある会計方針は、期中を通して一貫して適用されている。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHKFRSの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記14に記載されている。

(c)外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

(d)重要性がある会計方針の変更

HK I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHK F R Sの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの当期の経営成績および財政状態の作成または表示方法に重要な影響を及ぼす変更はない。

サブ・ファンドは、当期において未発効の新基準または解釈指針を適用していない（注記15参照）。

(e)金融商品

(i)当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

(ii)分類

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- － 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- － その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- － 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- － ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- － 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- － 管理会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- － 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- － 回収のために保有する事業モデル：これには、取引業者からの未収金、現金、前払金およびその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- － その他の事業モデル：これには、負債投資およびデリバティブ金融商品が含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、負債投資およびデリバティブ金融商品を含むすべての投資を、F V T P Lで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、取引業者からの未収金および現金が含まれている。償却原価で測定する金融負債には、未払費用およびその他債務が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

(iii)公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。サブ・ファンドは活発な市場で取引されている商品を売買気配内の取引価格により測定する。なぜなら、この価格は、換金価格の合理的な近似値を提供するからである。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する信頼性のある見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv)償却原価

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債について、当初認識時に測定された金額から元本返済額を控除し、かかる当初金額と満期金額の差額について実効金利法を用いて算定された累積償却額を加算または減算し、さらに金融資産については損失引当金を調整した金額である。

(v)減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- ー 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- ー 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- ー サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- ー 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- － 発行者または債務者の重大な財政的困難
- － 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- － 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(vi)認識の中止

サブ・ファンドは、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてが移転される取引もしくはサブ・ファンドが金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが金融資産に対する支配を保持していない取引において、サブ・ファンドが契約上のキャッシュフローを受け取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識を中止する場合、当該資産の帳簿価額（または認識を中止した部分に配分された帳簿価額）と受け取った対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益として認識される。移転された当該金融資産に関してサブ・ファンドが新たに生じたまたは留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合、金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識を中止する場合、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益として認識される。

サブ・ファンドは、デリバティブが金融資産および金融負債の双方について認識中止の要件を満たした場合にのみ、当該デリバティブの認識を中止する。変動証拠金の支払または受領が、時価評価により決済される先物契約またはその他のデリバティブの決済を表す場合には、当該デリバティブまたはその決済された部分の認識が中止される。

(vii)相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損益および為替差損益については、収益および費用が純額で表示される。

(f)現金

現金は、銀行預金で構成される。

(g)受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

(h)純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る利益または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

指数スワップに係る実現利益および実現損失は、取引相手方から提供される決済情報に基づき、各スワップのリセット日（または該当する場合には終了日）に認識される。

(i) 設立費用

サブ・ファンドの英文目論見書補遺に従い、サブ・ファンドの設立に関連して発生した設立費用（法律、会計およびその他の専門家報酬を含む。）は資産計上され、運用開始日から36か月にわたり償却される。受託会社および管理会社は、2026年6月30日現在の資産計上された設立費用の金額は、ファンドの財務書類にとって重要ではないと結論付けている。資産計上された設立費用は、財政状態計算書において「前払金およびその他の未収金」の一部として表示される。

(j) 費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(k) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(l) 受益証券保有者による受益証券の申込み

サブ・ファンドは、ファンドの管理事務代行会社により申込みが受理され、申込金の未収リスクが僅少であると評価され、受益証券を発行する法的拘束力のある契約上の義務が成立した時点で、当該申込みを認識する。

(m) 受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業しており、かつシカゴ・マーカンタイル取引所がその通常の立会を行っている日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(n)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または資本性金融商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に金融負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、発行済の米ドル建て受益証券および円建て受益証券の2クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、全ての重要な点において同順位であり、基準通貨が異なる点を除き、同一の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、各取引日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金による買戻しを要求する権利を提供する。

サブ・ファンドの換金可能な受益証券は、金融負債に分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

(o)関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互に関連している。)。
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。

- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体（または当該事業体の親会社）の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金

	2026年6月30日現在（未監査） 米ドル	2025年12月31日現在（監査済） 米ドル
銀行預金	747,582	515,322

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

	2026年6月30日現在（未監査） 米ドル	2025年12月31日現在（監査済） 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
デリバティブ以外の金融商品：		
－負債証券	20,276,551	36,193,282
	20,276,551	36,193,282
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：		
デリバティブ金融商品：		
－指数スワップ	(191,587)	(635,258)
	(191,587)	(635,258)

5 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／（損失）

	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	2025年5月2日（運用開始日）か ら2025年12月31日までの期間 (監査済) 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：		
－負債証券	260,035	421,669
デリバティブ金融商品：		
－指数スワップ	6,811	(483,643)
	266,846	(61,974)
以下を表す：		
実現純（損失）／利益	(39,748)	271,567
未実現純利益／（損失）	306,594	(333,541)
	266,846	(61,974)

6 受益証券買戻未払金

	2026年6月30日現在（未監査） 米ドル	2025年12月31日現在（監査済） 米ドル
受益証券買戻未払金	87,658	40,144

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する未払金（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示しており、期末日から1か月以内に決済された。

7 受取利息

	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	2025年5月2日（運用開始日）か ら2025年12月31日までの期間 (監査済) 米ドル
銀行残高からの受取利息	8	13

8 受取利息に係る源泉徴収税

	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	2025年5月2日（運用開始日）か ら2025年12月31日までの期間 (監査済) 米ドル
受取利息に係る源泉徴収税	1,062	781

サブ・ファンドが受領する一定の利息収入には、源泉地国において課される源泉徴収税が適用される。2026年6月30日終了期間における実効源泉徴収税率は15.3%であった。2025年4月1日以降、残存期間1年以内の

日本国債については、15.3%の源泉徴収税率が元本額の0.2%に対して課されることとなったため、これらの負債投資の元本額に対する実効源泉徴収税率は0.03%に変更された。

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、金利リスクおよび為替リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a)投資戦略

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、確定利付商品のポートフォリオ、およびトータル・リターン指数スワップ（本書において「指数スワップ」という。）を利用して実行されるシステムティックな戦略に連動するリターンを提供することである。

確定利付商品ポートフォリオに関して、サブ・ファンドは、米ドル建て買戻可能受益証券については米国財務省短期証券に投資し、円建て買戻可能受益証券については日本短期国債に投資する予定である。各確定利付商品の残存期間は、買付けの時点において12か月未満である。確定利付商品が満期に近づくと、サブ・ファンドの流動性ニーズに基づき、満期償還および／または売却により受領した資金を新たな確定利付商品（すなわち、残存期間が12か月未満のもの）に再投資するリバランスが行われる。

指数スワップに関しては、副管理会社が注文の発注および取引執行のために任命されている。買戻可能受益証券の各クラスに関する指数スワップの想定元本エクスポージャーは、指数スワップ取引締結時の純資産価額と概ね同額となるよう意図されている。各クラスの想定元本エクスポージャーは、その純資産価額のおおよそ95%から105%の範囲内となるよう定期的にリバランスされる場合がある。

指数スワップは、サブ・ファンドに対し二つのシステムティックな戦略へのエクスポージャーを提供するよう設計されている。すなわち、(a)「金利ダイナミックカーブ戦略」（米ドル10年物-2年物金利スワップ・ダイナミック・カーブ・アクティブ指数をトラッキングするもの）および(b)「債券月末ポジション戦略」（10年物米国財務省証券TOMアクティブ指数をトラッキングするもの）である。副管理会社は、指数配分者として、80%から120%までの配分制約に従うことを条件として、その裁量により指数のウェイトを変更することができる。これら二つのシステムティックな戦略は、「米国マーケット・ストラテジー指数」と呼ばれる指数を構成する。シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドは当該指数の指数計算代理人であり、当該指数は市場で観測可能であり、市場データを用いて公表および取得することができる。

「金利ダイナミックカーブ戦略」は、異なる満期の二つの米ドル金利スワップの利回り格差の変動から収益を獲得することを目的とするカーブ戦略である。当該戦略は、特定の市場シグナルに応じて、2年物米ドル金利スワップのロングポジションおよび10年物米ドル金利スワップのショートポジション、または金利カーブの

平坦化（フラットニング）の場合には、これと逆のポジションを取ることで、イールドカーブのスティーピングまたはフラットニングを収益化することを目指す。

「債券月末ポジション戦略」は、各暦月末に向かった期間において米国国債先物市場で観察されてきた「取引集中効果」を収益化することを目指す戦略である。この取引集中効果を活用するため、当該戦略は、「取引集中」期間の前に想定元本ベースのロールオーバー型エクスポージャーが設定されるようタイミングを調整し、米国国債市場に対する政府債券先物契約を連続的にロールするロング・エクスポージャーのパフォーマンスを反映することを目指す。当該エクスポージャーは、シティ金利債券先物市場トラッカー指数を通じて提供される。

(b)市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利または為替レートの変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

(i)金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。

以下の表は、報告年度末時点のサブ・ファンドの利付商品における金利プロファイルの詳細を示している。

	2026年6月30日現在（未監査） 米ドル	2025年12月31日現在（監査済） 米ドル
変動利付商品：		
現金	747,582	515,322
ゼロ・クーポン債：		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
－負債証券	20,276,551	36,193,282
合計	21,024,133	36,708,604

現金から受領する利息収入は、当期間において僅少である。そのため、現金は金利感応度分析の対象から除外されている。

以下の表は、2026年6月30日時点の利息を伴う資産の満期を迎える期間を表示している。

	2026年（未監査）			
	1年以下 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
資産				

純損益を通じて公正価値で
測定する金融資産

デリバティブ以外の金融商品

一負債証券	20,276,551	—	—	20,276,551
合計	20,276,551	—	—	20,276,551

2025年（監査済）

資産

純損益を通じて公正価値で
測定する金融資産

デリバティブ以外の金融商品

	1年以下 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
一負債証券	36,193,282	—	—	36,193,282
合計	36,193,282	—	—	36,193,282

金利感応度

財政状態計算書の日付において、他のすべての要因が変動しないと仮定した場合、50ベース・ポイントの金利の上昇によって、期中の受益者に帰属する純資産および包括利益合計が66,000米ドル（2025年12月31日（監査済）：94,917米ドル）減少し、逆方向への同程度の変動は、受益者に帰属する純資産がほぼ同額増加すると見積もられる。かかる増加／減少の影響は、2026年6月30日現在保有する負債証券の公正価値の変動を算定して見積もられており、その影響は負債証券の公正価値の変動のみによるものである。

(ii)為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、サブ・ファンドは、その機能通貨の為替レートが他の外貨に対して変動し、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの資産または負債の一部の価値に悪影響を及ぼすリスクにさらされる。

資産または負債の建値通貨と機能通貨との間の為替レートの変動は、当該資産または負債の公正価値の上昇または下落をもたらす可能性がある。管理会社は、サブ・ファンドの通貨エクスポージャーを継続的に監視している。

為替感応度

2026年6月30日時点で、他のすべての変数が一定であると仮定した場合、日本円が米ドルに対して10%下落していたならば、受益者に帰属する純資産および当期間の包括利益合計は、以下の金額だけ増加していたと見積もられる。

2026年6月30日現在（未監査）	純エクスポージャー 米ドル	日本円が10%下落した 場合の純資産の変動 米ドル
通貨		
日本円	3,636,766	363,677

2025年12月31日現在（監査済）

通貨

日本円

純エクスポージャー
米ドル日本円が10%下落した
場合の純資産の変動
米ドル

4,012,052

401,205

(iii) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。債券価格は一般的な金利水準と相関しているため、米国財務省債務証券および日本国債に対するサブ・ファンドの保有資産の価格感応度については、本開示における金利リスクの項を参照のこと。疑義を避けるため付言すると、以下に記載される価格感応度は、サブ・ファンドの指数スワップへの投資に関するものである。

価格感応度

2026年6月30日現在、指数スワップの対象指数が10%上昇した場合、受益者に帰属する純資産が米ドル建て受益証券クラスおよび円建て受益証券クラスそれぞれについて1,680,175米ドルおよび57,081,464円（2025年12月31日（監査済）：3,575,553米ドル）増加すると見積もられる。同程度の逆方向の変動が生じた場合、受益者に帰属する純資産がほぼ同額減少すると見積もられる。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

2026年6月30日時点で、サブ・ファンドの金融資産のすべてが、信用リスクの対象であった。これらは主に、指数スワップ、負債投資および銀行預金を含む。

2026年6月30日時点で、サブ・ファンドは、負債投資の比率として表される以下のムーディーズ提供の信用格付を有する負債投資に投資していた。

	負債投資の比率 (%) 2026年（未監査） 米ドル	負債投資の比率 (%) 2025年（監査済） 米ドル
格付		
Aa 1	83.36	87.70
A 1	16.64	12.30
	100.00	100.00

信用リスクは、サブ・ファンドが保有する負債投資またはその発行体の信用力を継続的に見直し、監視することにより管理されている。2026年6月30日現在、負債投資の100%が米国および日本のゼロ・クーポン国債であった。

2026年6月30日現在、サブ・ファンドは、指数スワップの担保として、2,002,057米ドル（2025年：3,784,954米ドル）の負債投資を移転した。当該担保を保有する取引相手方は、管理会社の兄弟会社であり、外部評価の高い金融機関である。管理会社は、当該取引相手方の信用リスクは低いと考えている。

取引業者との取引から生じる信用リスクは、決済待ちの取引に関連している。未決済取引に関連するリスクは、関連する決済期間が短いこと、および使用する取引業者の信用度が高いことから、小さいと考えられている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店（保管会社でもある。）に預けられている。保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。指数スワップの取引相手方であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドもまた、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。

EC Lから生じる金額

現金、その他の未収金ならびに取引業者からの未収金の減損は、12ヶ月予想信用損失基準で測定され、エクスポージャーの満期が短期であることを反映している。サブ・ファンドは、取引相手方の外部の信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いと考えている。

サブ・ファンドは、取引相手方の公表された外部信用格付を追跡すること、および／または取引相手方に対する継続的な見直しを実施することにより、これらのエクスポージャーにおける信用リスクの変動を監視している。

管理会社は、取引相手方が短期的に契約上の義務を履行する十分な能力を有しているため、不履行の可能性はゼロに近いと考えている。現金、その他の未収金ならびに取引業者からの未収金に係る減損引当は認識されていない。

金融資産および金融負債の相殺

以下の表に記載された開示には、以下のいずれかの金融資産および金融負債が含まれる。

- －財政状態計算書において相殺されているもの。または、
- －財政状態計算書において相殺されているか否かにかかわらず、法的拘束力のあるマスター・ネットィング契約の対象となっているもの。

マスター・ネットィング契約は、財政状態計算書における相殺に関する要件を充足している。サブ・ファンドおよびその取引相手先は、純額で決済するか、または資産の換金と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

法的拘束力のあるマスター・ネットィング契約の対象となる金融資産および金融負債

2026年6月30日現在（未監査）	財政状態計算書 における 金融商品の総額 および純額 米ドル	財政状態計算書において 相殺されない関連金額		純額 米ドル
		金融商品（現金以 外の担保を含む） 米ドル	差入現金担保 米ドル	
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
－指数スワップ	(191,587)	191,587	－	－
	(191,587)	191,587	－	－
2025年12月31日現在（監査済）	財政状態計算書 における 金融商品の総額 および純額 米ドル	財政状態計算書において 相殺されない関連金額		純額 米ドル
		金融商品（現金以 外の担保を含む） 米ドル	差入現金担保 米ドル	
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
－指数スワップ	(635,258)	635,258	－	－
	(635,258)	635,258	－	－

(d)流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に現金化のニーズを満たすために投資を現金化できない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクの影響を受ける。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（2(m)に定義）後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドの投資には、店頭取引される指数スワップが含まれており、市場性のある有価証券に比べて流動性が低い場合がある。その結果、サブ・ファンドは、受益証券保有者からの買戻しに応じるために、これらの投資の一部を公正価値に近似した金額で現金化できない場合がある。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2026年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

2026年6月30日現在（未監査）

	合計 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	満期の 定めなし 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	239,791	236,051	3,740	—	—
受益証券買戻未払金	87,658	87,658	—	—	—
受益証券保有者に 帰属する純資産（注）	20,762,436	—	—	—	20,762,436
合計	21,089,885	323,709	3,740	—	20,762,436
トレーディング負債					
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	191,587	191,587	—	—	—
合計	191,587	191,587	—	—	—

2025年12月31日現在（監査済）

	合計 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	満期の 定めなし 米ドル
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	168,946	165,206	3,740	—	—
受益証券買戻未払金	40,144	40,144	—	—	—
受益証券保有者に 帰属する純資産（注）	36,112,616	—	—	—	36,112,616
合計	36,321,706	205,350	3,740	—	36,112,616
トレーディング負債					
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	635,258	635,258	—	—	—
合計	635,258	635,258	—	—	—

注：受益証券保有者に帰属する純資産の流動性プロファイルは、英文目論見書の関連する項に記載されるサブ・ファンドの流動性条件を反映している。

(e) 特定の商品

(i) 指数スワップ

期末現在における指数スワップの残高は、以下のとおりである。

2026年6月30日現在 （未監査）	対象指数 エクスポージャー	想定元本額 米ドル	リセット日	公正価値 米ドル
金融負債				

指数スワップーロング	US Market Strategy USD Index (CIMAUMSU)	16,960,063	2026年7月22日	(158,317)
指数スワップーロング	US Market Strategy JPY Index (CIMAUMSJ)	3,558,231	2026年7月22日	(33,270)
				(191,587)
2025年12月31日現在 (監査済)	対象指数 エクスポージャー	想定元本額 米ドル	リセット日	公正価値 米ドル
金融負債				
指数スワップーロング	US Market Strategy USD Index (CIMAUMSU)	31,831,821	2026年1月22日	(555,147)
指数スワップーロング	US Market Strategy JPY Index (CIMAUMSJ)	4,580,987	2026年1月22日	(80,111)
				(635,258)

スワップは、サブ・ファンドと他の当事者との間で、それぞれのキャッシュ・フローを支払いまたは受領する義務を交換する取引であり、例えば、変動金利による支払と固定金利による支払を交換する取引である。背景および詳細については、本注記の「投資戦略」の項も参照のこと。

指数スワップの取引相手方は、管理会社の兄弟会社であり、外部評価の高い金融機関であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドであるため、不履行のリスクは低いと考えられている。

(f)公正価値

(i)公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- －レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- －レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- －レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2026年（未監査）

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ以外の金融商品				
－負債投資	20,276,551	—	—	20,276,551
	20,276,551	—	—	20,276,551
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ金融商品				
－指数スワップ	—	(191,587)	—	(191,587)
	—	(191,587)	—	(191,587)

2025年（監査済）

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ以外の金融商品				
－負債投資	36,193,282	—	—	36,193,282
	36,193,282	—	—	36,193,282
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ金融商品				
－指数スワップ	—	(635,258)	—	(635,258)
	—	(635,258)	—	(635,258)

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間および2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

(ii) 公正価値以外で計上される金融商品

FVTPLで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

現金、その他の未収金、受益証券買戻未払金ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

受益者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に買戻しおよび発行する。したがって、受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数			
	2026年1月1日 現在	発行済 受益証券	買戻 受益証券	2026年6月30日 現在（未監査）
クラス				
米ドル建て受益証券クラス	3,165,574	32,081	(1,480,495)	1,717,160
円建て受益証券クラス	712,294	33,513	(169,659)	576,148

	受益証券口数			
	2025年5月2日 (運用開始日) 現在	発行済 受益証券	買戻 受益証券	2025年12月31日 現在（監査済）
クラス				
米ドル建て受益証券クラス	—	3,445,363	(279,789)	3,165,574
円建て受益証券クラス	—	822,833	(110,539)	712,294

2026年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されている。

米ドル建て受益証券および円建て受益証券の当初申込は、それぞれ1口当たり10米ドルおよび1口あたり1,000円で行われた。

負債証券および指数スワップの各ポジションは、それぞれ対応する買戻可能受益証券クラスに帰属しており、投資ポートフォリオにおいて認識される利益／損失は、それぞれの買戻可能受益証券クラスに個別に配分される。営業費用およびその他の利益／損失は、すべての買戻可能受益証券クラスの間で比例按分ベースにより配分される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2026年6月30日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は20,762,436米ドル（2025年：36,112,616米ドル）であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に買戻可能受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

(b)分配金

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(c)純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書補遺に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた基準時刻に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた基準時刻後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、これらの取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

2026年6月30日および2025年12月31日現在、英文目論見書およびHKFRSに従い報告された純資産と発行済受益証券との間に期間差異はなかった。

11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬：	管理会社は、サブ・ファンドの資産の投資運用業務、受益証券の発行および買戻し業務ならびにサブ・ファンドに対するその他の義務および機能の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.22%の管理報酬を受領する権利を有する。この報酬は、毎日発生し毎月後払いされる。
副管理会社報酬：	副管理会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.20%の副管理会社報酬を受領する権利を有する。副管理会社報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。
保管報酬：	その香港支店を通じて行為する、シティバンク・エヌ・エイは、サブ・ファンドの信託財産から、保管下にある米国資産の年率0.01%および保管下にある日本資産について年率0.015%の保管に係る報酬（以下「保管報酬」という。）を受領する権利を有する。保管報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。
受託会社報酬：	受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01%の受託報酬（年間15,000米ドルの最低報酬の対象になる。）（以下「受託報酬」という。）を受領する権利を有する。受託報酬は毎日計算され、発生する。
代行協会員報酬：	代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。当該報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われる。
専門家報酬：	受託会社は、専門的なAML報酬を請求する。この報酬は毎四半期発生し、毎四半期後払いされる。

2026年1月1日から2026年6月30日の期間に発生したサブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2026年（未監査）	
	費用 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	30,890	4,261
副管理会社報酬	28,082	3,873
保管報酬	1,309	421
受託会社報酬	7,500	3,740
代行協会員報酬	1,404	194
専門家報酬	2,253	1,125

	2025年（監査済）	
	費用 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	47,928	6,977
副管理会社報酬	43,571	6,343
保管報酬	2,164	337
受託会社報酬	10,460	3,740
代行協会員報酬	2,179	317
専門家報酬	2,987	1,122

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関してシティバンク・エヌ・エイ香港支店の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および銀行残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2026年1月1日から2026年6月30日までの期間において、保管会社において保有されていた銀行残高から稼得した受取利息は、8米ドル（2025年：13米ドル）であった。

指数スワップの対象指数の指数計算代理人は、管理会社の関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドである。指数計算代理人は、指数報酬の形で報酬を受ける権利を有しており、この報酬は指数レベルで直接控除され、公表される指数値の一部として反映されている。

12 ファンド管理事務代行

2025年3月3日付で、トラストおよび管理会社は、エイペックス・ファンド・サービスズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「エイペックス」という。）と管理事務代行契約を締結した。管理事務代行契約に基づき、エイペックスは日常的なファンド管理事務に加え、登録事務および名義書換代理業務を提供する。さらに、エイペックスはサブ・ファンドの資本取引の処理、年次財務書類の作成、および公式帳簿および記録の維持も担当する。ただし、エイペックスは受託者との合意に基づき、随時その他のサービスを提供する場合もある。2026年1月1日から2026年6月30日までの期間において、サブ・ファンドには、エイペックスによるサービス提供に関連して、管理事務代行、財務書類作成およびその他のサービス費用として31,768米ドル（2025年：39,154米ドル）が発生した。2026年6月30日現在、エイペックスに対する未払金は5,620米ドル（2025年：220米ドル）であった。

13 販売会社報酬

サブ・ファンドの販売会社である株式会社SMBC信託銀行は、サブ・ファンドに対し、日本におけるサブ・ファンドの買戻可能受益証券の販売、申込みおよび買戻しの取扱い、運用報告書の交付ならびに関連する受益証券保有者へのその他の報告等の業務を提供している。販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて計算される年率0.70%の販売会社報酬を受領する権利を有している。販売会社報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。2026年1月1日から2026年6月30日までの期間において、サブ・ファンドは98,285米ドル（2025年：152,498米ドル）の販売会社報酬費用を認識した。このうち、2026年6月30日現在、13,556米ドル（2025年：22,200米ドル）が未払であった。

14 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

15 2026年6月30日現在公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2026年1月1日から2026年6月30日までの期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新会計基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HK F R S第18号「財務諸表における表示および開示」

2027年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

16 比較数値

比較数値は、2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間を対象としている一方、当期は2026年6月30日に終了した6ヶ月間を対象としている。したがって、報告期間が異なるため、比較数値について直接比較することはできない。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表
(表示：米ドル)

	2026年6月30日現在 (未監査)	2025年12月31日現在 (未監査)
純資産価額合計 (英文目論見書補遺に準拠して計算されている。)		
米ドル建て受益証券	17,309,988	31,658,568
円建て受益証券	3,452,448	4,454,048
受益証券1口当たり純資産価格 (英文目論見書補遺に準拠して計算されている。)		
米ドル建て受益証券	10.081米ドル	10.001米ドル
円建て受益証券	970円	976円
計上金額 (英文目論見書補遺に準拠して計算されている。):		
	2026年1月1日から 2026年6月30日までの期間 (未監査)	2025年5月2日 (運用開始日) から 2025年12月31日までの期間 (未監査)
期中の受益証券1口当たり純資産価格最高額		
米ドル建て受益証券	10.171米ドル	10.202米ドル
円建て受益証券	984円	1,012円
期中の受益証券1口当たり純資産価格最低額		
米ドル建て受益証券	9.780米ドル	9.888米ドル
円建て受益証券	948円	971円
期中の投資純収益率		
米ドル建て受益証券	0.80 %	0.01 %
円建て受益証券	(0.61)%	(2.50)%

2026年1月1日から2026年6月30日までの期間における米ドル建て受益証券クラスおよび円建て受益証券クラスの投資純収益率は、百分率によるリターンを算定するために、期末日時点におけるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書補遺に準拠して計算されている。）と期首日時点における受益証券1口当たり純資産価格との差額を、期首日時点の受益証券1口当たり純資産価格で除した金額を参照して算定された。

比較数値のために、2025年5月2日（運用開始日）から2025年12月31日までの期間における米ドル建て受益証券および円建て受益証券の投資純収益率は、百分率によるリターンを算定するために、期末日時点におけるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書補遺に準拠して計算されている。）と運用開始日時点の価格との差額を、運用開始日時点の価格で除した金額を参照して算定された。

（２）【投資有価証券明細表等】

「（１）資産及び負債の状況」の財政状態計算書および注記４，５，９(f)(i)の項目を参照のこと。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約4,098万円）で、2026年7月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約2,049円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2026年7月末日現在70,615,847香港ドル（約14億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝20.49円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Citigroup First Investment Management Limited）は、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない

場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担したまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担したまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インク（Citigroup Inc.）の間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド（Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited）の完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

リオネル・クロード・パスカル・フランジュ（Lionel Claude Pascal Franjou）氏は、管理会社の取締役兼責任者である。フランジュ氏は、シティのマルチ・アセット・グループ内におけるシティのコンプレックス・ストラクチャリングのAPAC責任者兼管理会社の責任者でもある。

ウェイ（ヴィヴィアン）グォ（Wei (Vivienne) Guo）氏は、管理会社の取締役兼香港のコントローラーズ・チームの規制報告担当シニアマネージャーであり、規制報告業務を主導している。

管理会社は、2026年7月末日現在、26本のファンドを運用しており、以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建 1,042,541,658米ドル
		円建 275,032,834,789円

B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型	16本
		ケイマン籍・会社型・オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍・アイルランド集合資産運用	
		ヴィークル（ICAV）・オープン・エンド型 （管理会社に対する投資運用会社として）	1本
		日本籍・証券投資信託・オープン・エンド型 （委託会社に対する副運用会社として）	8本

（３）【その他】

管理会社については、2026年９月末日前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー（香港事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝20.49円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれない。

（１）【資産及び負債の状況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類純損益およびその他の包括利益計算書
2025年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
収益	2	32,594,274	667,856,674	45,421,853	930,693,768
受取利息		3,165,143	64,853,780	3,159,756	64,743,400
為替差(損)／益		(71,146)	(1,457,782)	86,301	1,768,307
		35,688,271	731,252,673	48,667,910	997,205,476
その他の営業費用		(31,670,620)	(648,931,004)	(41,112,826)	(842,401,805)
税引前利益	3	4,017,651	82,321,669	7,555,084	154,803,671
法人税(費用)／税額控除	4 (a)	(149,465)	(3,062,538)	1,635,514	33,511,682
当期利益および当期包括利益合計		3,868,186	79,259,131	9,190,598	188,315,353

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。当期利益に帰属する当社株主に支払われる配当金の詳細は、注記13に記載されている。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2025年12月31日現在

(表示：香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
非流動資産					
繰延税金資産	4 (d)	1,497,588	30,685,578	1,647,053	33,748,116
流動資産					
売掛金およびその他の資産	7	1,066,406	21,850,659	5,494,418	112,580,625
現金および現金同等物	6	79,736,011	1,633,790,865	107,750,084	2,207,799,221
		80,802,417	1,655,641,524	113,244,502	2,320,379,846
流動負債					
買掛金および未払費用	8	10,692,364	219,086,538	47,152,100	966,146,529
		10,692,364	219,086,538	47,152,100	966,146,529
純流動資産		70,110,053	1,436,554,986	66,092,402	1,354,233,317
純資産		71,607,641	1,467,240,564	67,739,455	1,387,981,433
資本および剰余金					
株式資本	9 (a)	2,000,200	40,984,098	2,000,200	40,984,098
剰余金		69,607,441	1,426,256,466	65,739,255	1,346,997,335
資本合計		71,607,641	1,467,240,564	67,739,455	1,387,981,433

2026年4月23日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)

[署名])

) 取締役

[署名])

)

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2024年1月1日現在残高		2,000,200	56,548,657	58,548,857
当期包括利益合計		—	9,190,598	9,190,598
2024年12月31日現在および2025年1月1日現在残高		2,000,200	65,739,255	67,739,455
当期包括利益合計		—	3,868,186	3,868,186
2025年12月31日現在残高		2,000,200	69,607,441	71,607,641

	注記	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2024年1月1日現在残高		40,984,098	1,158,681,982	1,199,666,080
当期包括利益合計		—	188,315,353	188,315,353
2024年12月31日現在および2025年1月1日現在残高		40,984,098	1,346,997,335	1,387,981,433
当期包括利益合計		—	79,259,131	79,259,131
2025年12月31日現在残高		40,984,098	1,426,256,466	1,467,240,564

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2025年 香港ドル	2025年 円	2024年 香港ドル	2024年 円
営業活動					
税引前利益		4,017,651	82,321,669	7,555,084	154,803,671
調整：					
受取利息		(3,165,143)	(64,853,780)	(3,159,756)	(64,743,400)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		852,508	17,467,889	4,395,328	90,060,271
売掛金およびその他の資産の減 少／(増加)		4,428,012	90,729,966	(489,207)	(10,023,851)
買掛金および未払費用の(減少)／ 増加		(36,459,736)	(747,059,991)	9,916,792	203,195,068
営業活動(に使用した)／から生じ た現金		(31,179,216)	(638,862,136)	13,822,913	283,231,487
香港法人税支払額		—	—	(139,680)	(2,862,043)
営業活動(に使用した)／から生じ た正味現金		(31,179,216)	(638,862,136)	13,683,233	280,369,444
投資活動					
利息受取額		3,165,143	64,853,780	3,159,756	64,743,400
投資活動から生じた正味現金		3,165,143	64,853,780	3,159,756	64,743,400
現金および現金同等物の純(減 少)／増加		(28,014,073)	(574,008,356)	16,842,989	345,112,845
1月1日現在の現金および現金同 等物		107,750,084	2,207,799,221	90,907,095	1,862,686,377
12月31日現在の現金および現金同 等物	6	79,736,011	1,633,790,865	107,750,084	2,207,799,221

11ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要性がある会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべてのHKFRS会計基準に準拠して作成されている。HKFRS会計基準とは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要性がある会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRS会計基準の修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

複数の新しい基準が2025年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

当社は収益取引において本人であり、収益を総額で認識している。当社が本人として行動するか代理人として行動するかを決定するにあたっては、顧客に移転する前にサービスの支配を獲得しているかどうかを検討する。支配とは、サービスの使用を指図し、サービスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する当社の能力を指す。

収益は、サービスに対する支配が顧客に移転される場合、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で認識される。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下の通りである。

- 受取投資運用報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、金融資産の予想存続期間を通じた将来の見積現金受取額を、金融資産の帳簿価額総額まで正確に割り引く率を使用する実効金利法を用いて、発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによつてのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

債権は、当社が無条件で対価を受領する権利を有する場合に認識される。対価を受領する権利は、その対価の支払期限が到来するまでに時間の経過のみが必要な場合に無条件であるとされる。当社が対価を受領する無条件の権利を有する前に収益が認識された場合、その金額は契約資産として表示される。

重要な金融要素を含まない売掛金は当初、取引価格で測定される。重要な金融要素を含む売掛金およびその他の債権は当初、公正価値に取引費用を加えた金額で測定される。すべての債権は、その後、実効金利法を用いた償却原価で計上され、また以下のとおり算定された損失評価引当金を減額する。

損失評価引当金は、営業債権の予想存続期間にわたって発生が見込まれる全期間の予想信用損失（以下「ECL」という。）と同額で測定される。損失評価引当金は、当社の過去の信用損失実績に基づく引当マトリックスを用いて見積もられ、債務者に固有の要因および報告日現在の一般的な経済状況の現状と予測に関する評価によって調整される。

ECLは、各報告日において再測定され、その変動は損益における減損利得または減損損失として認識される。当社は、損失評価引当金勘定を通じて営業債権およびその他の債権の帳簿価額を調整し、減損利得または減損損失を認識する。

(h) 買掛金

買掛金およびその他の債務は当初、公正価値で認識される。当初認識後、買掛金およびその他の債務は償却原価で計上される。割引の影響が重要でない場合は債務額で計上される。

(i) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(j) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、実現もしくは決済される期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(k) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当社に対する支配または共同支配を有している。
- (ii) 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- (iii) 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- (i) 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- (ii) 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- (iii) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- (iv) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- (v) 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- (vii) (a)(i)に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。

(viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

2 収益

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
H K F R S 第15号の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益		
受取投資運用報酬	32,594,274	45,421,853

3 税引前利益

税引前利益は、以下の費用が計上後の金額で計上されている。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
支払管理報酬	13,088,010	15,115,231
支払サブ・マネージャー報酬	11,330,466	15,653,675
弁護士および専門家報酬	4,836,177	7,266,517
監査報酬	540,764	565,410
保管費用	220,495	55,733
その他	1,654,708	2,456,260

4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
当期税金費用－香港法人税		
過年度に係る超過引当金	—	—
当期の香港法人税に対する未払税金	—	—
	—	—
繰延税金		
一時差異の発生および解消	149,465	(1,635,514)
	149,465	(1,635,514)

2025年の香港法人税に対する未払税金は、当期の見積課税所得の16.5%(2024年：16.5%)で計算されている。

(b) 純損益に計上された法人税と適用税率に基づく会計上の利益の調整：

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
税引前利益	4,017,651	7,555,084
税率16.5%(2024年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	662,913	1,246,589
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(513,448)	(534,703)
過年度発生した税務上の欠損金に対する繰延税金資産の認識	—	(2,347,400)
法人税借方計上額／(貸方計上額)	149,465	(1,635,514)

(c) 繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当期における変動は、以下の通りである。

	減価償却限度超過額 香港ドル	税務上の欠損金 香港ドル	合計 香港ドル
2024年1月1日現在	11,539	—	11,539
純損益およびその他の包括利益計算書への (借方)／貸方計上額	(1,390)	1,636,904	1,635,514
2024年12月31日現在	10,149	1,636,904	1,647,053
2025年1月1日現在	10,149	1,636,904	1,647,053
純損益およびその他の包括利益計算書への 借方計上額	(1,204)	(148,261)	(149,465)
2025年12月31日現在	8,945	1,488,643	1,497,588

2025年12月31日現在、未認識の重要な繰延税金資産または繰延税金負債はない(2024年：なし)。

5 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
取締役の報酬	—	—
給与、手当および現物給付	329,383	350,255
変動賞与	205,320	166,281
株式報酬	36,924	23,386
退職制度への拠出額	16,172	17,472
退職後給付	—	—
	587,799	557,394

6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、以下から構成される。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
当座預金	79,736,011	107,750,084

7 売掛金およびその他の資産

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
未収投資運用報酬	969,649	1,912,474
未収弁護士および専門家報酬	95,859	158,299
その他	898	3,423,645
	1,066,406	5,494,418

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

8 買掛金および未払費用

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
未払弁護士および専門家報酬	1,787,391	903,915
グループ内未払金	8,364,209	45,712,774
監査報酬	540,764	535,411
	10,692,364	47,152,100

すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

9 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2025年		2024年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社は、ある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2025年12月31日現在の資本金額は71,607,641香港ドル(2024年：67,739,455香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当期中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

10 重要性がある関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 財政状態計算書

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
資産		
売掛金およびその他の資産	262	3,442,228
現金および現金同等物	79,736,011	107,750,084
負債		
買掛金および未払費用	8,364,209	45,712,775

(b) 収益および費用

	注記	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
収益			
受取投資運用報酬	(i)	32,594,274	45,421,853
受取利息		3,165,143	3,159,756
費用			
支払サブ・マネージャー報酬	(ii)	(13,088,010)	(15,653,675)
支払管理報酬	(iii)	(11,330,466)	(15,115,231)

当社は当期において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- トレジャリー・プレミアム・プラスIIファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)(2025年11月11日に償還)
- フレキシベータ・ファンド(VT5ディフェンシブおよびVT10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)
- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)(2025年1月23日に償還)

- － グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)(2025年11月11日に償還)
- － 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)(2025年11月12日に償還)
- － アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド・シリーズ47」という。)
- － 日経225ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ49」という。)(2025年10月6日に償還)
- － 米国大型株イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ50」という。)
- － 米国大型株ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ52」という。)
- － シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド2203(以下「ファンド・シリーズ53」という。)
- － シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド(以下「ファンド・シリーズ54」という。)
- － 米国財務省中期証券ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ55」という。)
- － 米国TBAベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ1(以下「ファンド・シリーズ56」という。)(2025年1月7日に償還)
- － シティグループ社債／満期時目標設定型ファンド(以下「ファンド・シリーズ57」という。)
- － JPY・IRベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ2(以下「ファンド・シリーズ59」という。)
- － シティグループ社債／償還時指数連動型ファンド(以下「ファンド・シリーズ60」という。)
- － JGBベア・イントラデイ・ファンド・シリーズ1(以下「ファンド・シリーズ62」という。)
- － CFIM米国マーケット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ65」という。)(2025年5月2日に設定)
- － CGMYLインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(SP)(以下「CGMYL」という。)

(i) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用／助言報酬

ファンド・シリーズ25、27、28、31、36、37、39、43、44、45、46、47、49、50、52、53、54、55、56、57、59、60、62、65およびCGMYLの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から0.50%で計算される。

(ii) 当社とシリーズ39、45、57および65のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ55%、55%、70%および48%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2025年12月31日現在においてシリーズ39、45、57および65のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、11,330,466香港ドル(2024年:15,653,675香港ドル)であった。

(iii) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。

(c) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、その他の主要経営幹部の報酬はない。

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
経営幹部の報酬	587,799	557,394

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、シティグループ内の兄弟会社(以下「グループ会社」という。)によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

11 金融リスク管理

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーは、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2025年および2024年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

(c) 金利リスク

金利リスクとは、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動するリスクを指す。当社は、財務書類において公正価値で測定される定期預金を保有していない。当社は、2025年および2024年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていたが、これは重要性が低いと考えられる。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

(i) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

2025年				
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	その他の通貨建 香港ドル相当
売掛金およびその他の資産	—	599,836	465,939	734
現金および現金同等物	97	3,223,593	7,734,640	—
買掛金および未払費用	—	(2,047,686)	(7,907,673)	(45,333)
正味エクスポージャー	97	1,775,743	292,906	(44,599)

2024年				
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	その他の通貨建 香港ドル相当
売掛金およびその他の資産	—	716,907	1,347,800	734
現金および現金同等物	90	2,536,549	48,262,829	—
買掛金および未払費用	—	(1,653,637)	(44,756,942)	1
正味エクスポージャー	90	1,599,819	4,853,687	735

(ii) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

		2025年		2024年	
		為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル
豪ドル	最大	6.05%	6	5.06%	5
	最小	—	—	—	—
日本円	最大	8.50%	150,938	11.34%	181,419
	最小	—	—	—	—
ユーロ	最大	—	—	2.31%	17
	最小	(2.13)%	948	(0.59)%	(4)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2024年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

12 直接および最終的な持株会社

2025年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2025年12月31日現在の当社の最終的な持株会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

13 公表されているが2025年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは2025年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、複数の新規または修正基準を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する
会計期間より適用

HK F R S第9号の修正「金融商品」およびHK F R S第7号の修正「金融商品：開示－自然依存電力を参照する契約」	2026年1月1日
HK F R S第9号の修正「金融商品」およびHK F R S第7号の修正「金融商品：開示－金融商品の分類および測定に関する修正」	2026年1月1日
HK F R S会計基準の年次改善－第11集	2026年1月1日
HK F R S第18号「財務諸表における表示および開示」	2027年1月1日
HK F R S第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、以下を除き、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

HK F R S第18号「財務諸表における表示および開示」

HK F R S第18号は、HK A S第1号「財務諸表の表示」に代わるものであり、企業の財務諸表に関する情報の透明性および比較可能性の向上を目的とするものである。HK F R S第18号は、2027年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用され、遡及適用される。

その他の変更点として、HK F R S第18号の下では、企業は損益計算書においてすべての収益および費用を、営業活動、投資活動、財務活動、法人所得税等および非継続事業の5つの区分に分類することが求められる。また、企業は財務諸表の単一の注記において、経営者が定義した業績指標に関する具体的な開示を行うことが求められる。

当社はHK F R S第18号を早期適用する予定はなく、現在も同基準の適用による影響を評価中である。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2025

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Revenue	2	32,594,274	45,421,853
Interest income		3,165,143	3,159,756
Foreign exchange (loss)/ gain		(71,146)	86,301
		<u>35,688,271</u>	<u>48,667,910</u>
Other operating expenses		<u>(31,670,620)</u>	<u>(41,112,826)</u>
Profit before taxation	3	4,017,651	7,555,084
Income tax (expense)/ credit	4(a)	<u>(149,465)</u>	<u>1,635,514</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>3,868,186</u>	<u>9,190,598</u>

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements. Details of dividends paid to equity shareholders of the Company attributable to the profit for the year are set out in note 13.

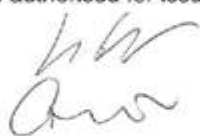
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of financial position as at 31 December 2025

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Non-current assets			
Deferred tax assets	4(d)	<u>1,497,588</u>	<u>1,647,053</u>
Current assets			
Accounts receivable and other assets	7	1,066,406	5,494,418
Cash and cash equivalents	6	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>
		<u>80,802,417</u>	<u>113,244,502</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	8	<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>
		<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>
Net current assets		<u>70,110,053</u>	<u>66,092,402</u>
NET ASSETS		<u>71,607,641</u>	<u>67,739,455</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	9(a)	2,000,200	2,000,200
Reserves		<u>69,607,441</u>	<u>65,739,255</u>
TOTAL EQUITY		<u>71,607,641</u>	<u>67,739,455</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **23 APR 2026**



)
)
) Directors
)

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

**Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2025**

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained profits \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2024		2,000,200	56,548,657	58,548,857
Total comprehensive income for the year		-	9,190,598	9,190,598
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025		2,000,200	65,739,255	67,739,455
Total comprehensive income for the year		-	3,868,186	3,868,186
Balance at 31 December 2025		2,000,200	69,607,441	71,607,641

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	2025 \$	2024 \$
Operating activities			
Profit before taxation		4,017,651	7,555,084
Adjustment for: Interest income		(3,165,143)	(3,159,756)
Operating cashflow before changes in working capital		852,508	4,395,328
Decrease/ (increase) in accounts receivable and other assets		4,428,012	(489,207)
(Decrease)/ increase in accounts payable and accrued expenses		(36,459,736)	9,916,792
Cash (used in)/ generated from operating activities		(31,179,216)	13,822,913
Hong Kong Profits Tax paid		-	(139,680)
Net cash (used in)/ generated from operating activities		(31,179,216)	13,683,233
Investing activities			
Interest received		3,165,143	3,159,756
Net cash generated from investing activities		3,165,143	3,159,756
Net (decrease)/ increase in cash and cash equivalents		(28,014,073)	16,842,989
Cash and cash equivalents at 1 January		107,750,084	90,907,095
Cash and cash equivalents at 31 December	6	79,736,011	107,750,084

The notes on pages 11 to 27 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Material accounting policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable HKFRS Accounting Standards, which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Material accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRS Accounting Standards that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2025 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

The Company is the principal for its revenue transactions and recognises revenue on a gross basis. In determining whether the Company acts as a principal or as an agent, it considers whether it obtains control of the services before they are transferred to the customers. Control refers to the Company's ability to direct the use of and obtain substantially all of the remaining benefits from the services.

Revenue is recognised when control over service is transferred to the customer, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Investment management fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method using the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset to the gross carrying amount of the financial asset.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

A receivable is recognised when the Company has an unconditional right to receive consideration. A right to receive consideration is unconditional if only the passage of time is required before payment of that consideration is due. If revenue has been recognised before the Company has an unconditional right to receive consideration, the amount is presented as a contract asset.

Accounts receivable that do not contain a significant financing component are initially measured at their transaction price. Accounts receivable that contain a significant financing component and other receivables are initially measured at fair value plus transaction costs. All receivables are subsequently stated at amortised cost, using the effective interest method and including an allowance for credit losses as determined below:

The loss allowance is measured at an amount equal to lifetime expected credit losses (ECLs), which are those losses that are expected to occur over the expected life of the trade receivables. The loss allowance is estimated using a provision matrix based on the Company's historical credit loss experience, adjusted for factors that are specific to the debtors and an assessment of both the current and forecast general economic conditions at the reporting date.

ECLs are remeasured at each reporting date with any changes recognised as an impairment gain or loss in profit or loss. The Company recognises an impairment gain or loss with a corresponding adjustment to the carrying amount of trade and other receivable through a loss allowance account.

(h) Accounts payable

Account and other payables are initially recognised at fair value. Subsequent to initial recognition, account and other payables are stated at amortised cost unless the effect of discounting would be immaterial, in which case they are stated at invoice amounts.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(i) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

(j) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(k) Related parties

(a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:

- (i) has control or joint control over the Company;
- (ii) has significant influence over the Company; or
- (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

1 Material accounting policies (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

2 Revenue

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2025 \$	2024 \$
Revenue from contracts with customers within the scope of HKFRS 15		
Investment management fee income	<u>32,594,274</u>	<u>45,421,853</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

3 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2025	2024
	\$	\$
Management fee expenses	13,088,010	15,115,231
Sub-manager fee expenses	11,330,466	15,653,675
Legal and professional fee	4,836,177	7,266,517
Auditors' remuneration	540,764	565,410
Custody expenses	220,495	55,733
Others	1,654,708	2,456,260
	<u>13,620,510</u>	<u>31,072,826</u>

4 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

	2025	2024
	\$	\$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior years	-	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	-	-
	<u>-</u>	<u>-</u>
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	149,465	(1,635,514)
	<u>149,465</u>	<u>(1,635,514)</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for 2025 is calculated at 16.5% (2024: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

4 Income tax (continued)

(b) Reconciliation between income tax charged to profit or loss and accounting profit at applicable tax rates:

	2025 \$	2024 \$
Profit before taxation	4,017,651	7,555,084
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2024: 16.5%)	662,913	1,246,589
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(513,448)	(534,703)
Recognition of deferred tax assets on prior year tax losses	-	(2,347,400)
Actual tax expense/ (credit)	149,465	(1,635,514)

(c) Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	<i>Depreciation in excess of the related depreciation allowances</i> \$	<i>Tax loss</i> \$	<i>Total</i> \$
At 1 January 2024	11,539	-	11,539
(Charged)/credited to statement of profit or loss and other comprehensive income	(1,390)	1,636,904	1,635,514
At 31 December 2024	10,149	1,636,904	1,647,053
At 1 January 2025	10,149	1,636,904	1,647,053
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	(1,204)	(148,261)	(149,465)
At 31 December 2025	8,945	1,488,643	1,497,588

As at 31 December 2025, there is no significant deferred tax asset or liability not provided for (2024: \$Nil).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

5 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2025	2024
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	329,383	350,255
Discretionary bonuses	205,320	166,281
Share based payments	36,924	23,386
Retirement scheme contributions	16,172	17,472
Post-employment benefits	-	-
	<u>587,799</u>	<u>557,394</u>

6 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2025	2024
	\$	\$
Cash at bank	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

7 Accounts receivable and other assets

	2025	2024
	\$	\$
Investment management fee receivable	969,649	1,912,474
Legal and professional fee receivable	95,859	158,299
Others	898	3,423,645
	<u>1,066,406</u>	<u>5,494,418</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest-free, unsecured and expected to be settled within three months.

8 Accounts payable and accrued expenses

	2025	2024
	\$	\$
Legal and professional fee payable	1,787,391	903,915
Intercompany payable	8,364,209	45,712,774
Audit fee	540,764	535,411
	<u>10,692,364</u>	<u>47,152,100</u>

All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

9 Share capital

(a) Issued share capital

	2025		2024	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2025 was \$71,607,641 (2024: \$67,739,455).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

10 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Statement of financial position

	2025 \$	2024 \$
Assets		
Accounts receivable and other assets	262	3,442,228
Cash and cash equivalents	<u>79,736,011</u>	<u>107,750,084</u>
Liabilities		
Accounts payable and accrued expenses	<u>8,364,209</u>	<u>45,712,775</u>

(b) Income and expenses

	<i>Note</i>	2025 \$	2024 \$
Income			
Investment management fee income	(i)	32,594,274	45,421,853
Interest income		3,165,143	3,159,756
Expenses			
Sub-manager fee expenses	(ii)	(13,088,010)	(15,653,675)
Management fee expenses	(iii)	<u>(11,330,466)</u>	<u>(15,115,231)</u>

The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Terminated on 11 November 2025)

*Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025*

10 Material related party transactions (continued)

- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44") (Terminated on 23 January 2025)
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45") (Terminated on 11 November 2025)
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46") (Terminated on 12 November 2025)
- Algebris Financial Hybrid Securities Fund ("Fund Series 47")
- Nikkei 225 Bear Intraday Fund ("Fund Series 49") (Terminated on 6 October 2025)
- US Large Cap Equity Intraday Fund ("Fund Series 50")
- US Large Cap Equity Bear Intraday Fund ("Fund Series 52")
- Citigroup Note Target Setting at Maturity Fund 2203 ("Fund Series 53")
- Citigroup Note Target Setting at Maturity Fund ("Fund Series 54")
- US T-Note Bear Intraday Fund ("Fund Series 55")
- US TBA Bear Intraday Fund Series 1 ("Fund Series 56") (Terminated on 7 January 2025)
- Citigroup Note - Target Setting at Termination Fund ("Fund Series 57")
- JPY IR Bear Intraday Fund Series 2 ("Fund Series 59")
- Citigroup Note - Index Linked Maturity Fund ("Fund Series 60")
- JGB Bear Intraday Fund Series 1 ("Fund Series 62")
- CFIM US Market Strategy Fund ("Fund Series 65") (Launched on 2 May 2025)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

10 Material related party transactions (continued)

- (i) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 25, 27, 28, 31, 36, 37, 39, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 59, 60, 62, 65 and CGMYL, fees are calculated at 0.01% to 0.50% per annum of the net asset value of the funds.

- (ii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 39, 45, 57 and 65, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 55%, 55% 70% and 48% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 39, 45, 57 and 65 as at 31 December 2025 amounted to \$ 11,330,466 (2024: \$15,653,675).

- (iii) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company.

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there is no other key management personnel emoluments.

	2025 \$	2024 \$
Amounts disclosed include emoluments totalling	587,799	557,394

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by fellow subsidiaries within Citigroup ("group companies"). The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

11 Financial risk management

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's liquidity risk management process is integrated into the liquidity and funding process and liquidity monitoring framework of Citigroup and broker dealers across the Citigroup network. Citigroup policy requires Citigroup and broker dealers across the Citigroup network to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2025 and 2024, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

11 Financial risk management (continued)

(c) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The Company does not hold any fixed rate deposits which are measured at fair value in the financial statements. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2025 and 2024 which is considered to be insignificant.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2025				2024			
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Other Currencies HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Other Currencies HKD equivalent
Accounts receivable and other assets	-	599,836	465,939	734	-	716,907	1,347,800	734
Cash and cash equivalents	97	3,223,593	7,734,640	-	90	2,536,549	48,262,629	-
Accounts payable and accrued expenses	-	(2,047,686)	(7,907,673)	(45,333)	-	(1,853,637)	(44,756,942)	1
Overall net exposure	97	1,775,743	292,906	(44,599)	90	1,599,819	4,853,687	735

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

11 Financial risk management (continued)

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

		2025		2024	
		Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$
Australian dollars	Maximum	6.05	6	5.06	5
	Minimum	-	-	-	-
Japanese Yen	Maximum	8.50	150,938	11.34	181,419
	Minimum	-	-	-	-
Euro	Maximum	-	-	2.31	17
	Minimum	(2.13)	948	(0.59)	(4)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2024.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2025 and 31 December 2024.

12 Immediate and ultimate holding company

At 31 December 2025, the directors consider the Company's immediate holding company to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate holding company at 31 December 2025 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2025

13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2025

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of new or amended standards, which are not yet effective for the year ended 31 December 2025 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Contracts referencing nature-dependent electricity</i>	1 January 2026
Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Amendments to the classification and measurement of financial instruments</i>	1 January 2026
Annual improvements to HKFRS Accounting Standards – Volume 11	1 January 2026
HKFRS 18, <i>Presentation and disclosure in financial statements</i>	1 January 2027
HKFRS 19, <i>Subsidiaries without public accountability: disclosures</i>	1 January 2027

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements except for the following:

HKFRS 18, *Presentation and disclosure in financial statements*

HKFRS 18 will replace HKAS 1 *Presentation of financial statements* and aims to improve the transparency and comparability of information about an entity's financial statements. HKFRS 18 is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2027 and is to be applied retrospectively.

Among other changes, under HKFRS 18, entities are required to classify all income and expenses into five categories in the statement of profit or loss, namely the operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations categories. Entities are also required to provide specific disclosures about management-defined performance measures in a single note in the financial statements.

The company does not plan to early adopt HKFRS 18 and is still in the process of assessing the impact of the adoption.

（２）【損益の状況】

管理会社の損益計算書については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

(訳文※)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから27ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2025年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HK I C P A」という。）が発行したHK F R S会計基準に準拠して、2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えており、香港会社法に従って適正に作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HK I C P Aが発行した香港会計基準（以下「HK S A」という。）に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HK I C P Aの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HK I C P Aが発行したHK F R S会計基準および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する開示（該当する場合）および継続企業の前提に基づく財務書類の作成に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HK S Aに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 一 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- － 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- － 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- － 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- － 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

証券先物法の証券先物（記録の保存）規則および証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

独立監査人の監査報告書の作成に係る監査責任者は、ポール・ケビン・マクシェフリー（登録番号：P05040）である。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャーターロード10

プリンスビル8階

2026年4月23日

（※）上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 27, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of material accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSAs”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is McSheaffrey, Paul Kevin (practising certificate number: P05040).

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
23 APR 2026

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。